

下水料金のあり方についての答申

(案)

令和 年 月 日

岐阜市上下水道事業経営審議会

目 次

答 申	1
1 下水道事業の現状と課題	2
2 今後の施設整備について	2
3 財政計画の改定について	3
4 料金改定について	4
5 井戸水放流量認定基準の見直しについて	5
6 むすび	6
資料 1 下水道事業の概要	8
資料 2 下水道施設の整備状況	8
資料 3 下水道施設の老朽化・耐震化の状況	9
資料 4 過去 10 年間の下水利用戸数及び排水量	9
資料 5 令和 15 年度までの施設整備計画とその事業費	10
資料 6 「令和元年度に策定した財政計画」と「決算及び今後の見込み」との比較	10
資料 7 財政状況「計画」と「実績」の差異の要因 (R2～R5)	11
資料 8 令和 15 年までの純損益 (純利益) の見込み	11
資料 9 令和 15 年までの補てん財源残高の見込み	12
資料 10 経費の料金体系への割り振り	12
資料 11 料金改定案	13
資料 12 料金種別ごとのモデルケース	14
資料 13 中核市との下水料金の比較	14
資料 14 県内市との下水料金の比較	15
資料 15 認定基準の見直しについて ～第 4 種ウ (劇場、映画館その他興行場)～	15
資料 16 認定基準の見直しについて ～第 4 種エ (管理者が定める職種 ※飲食店、理美容業など)～	16
資料 17 認定基準の見直しについて ～第 4 種オ (官公署、事務所並びにイ、ウ及びエに属さない営業)～	16
資料 18 計測器を設置しない水道・井戸併用者の汚水放流量の算定について	17
別表 1 下水道事業 財政計画	
別表 2 下水料金表	
別表 3 種別改定試算表	
別表 4 井戸水放流量認定基準新旧対照表	

答 申

本審議会は、令和5年10月5日付で岐阜市長より諮問を受けた、令和6年度以降の「下水料金のあり方」について、以下のとおり答申する。

- ・新たな下水料金の算定期間を令和6年度から令和9年度までの4年間とする。
- ・健全で持続可能な経営を実現し、施設整備計画を確実に実行するためには、「補てん財源残高」を10億円以上確保していく必要がある。そのために、平均改定率9.91%の料金増額改定を行うべきである。
〔別表1：下水道事業 財政計画〕
- ・料金体系については、別表2：下水料金表のとおりとすること。
〔別表3：種別改定試算表〕
- ・井戸水放流量認定基準については、別表4：井戸水放流量認定基準新旧対照表のとおりとすること。
- ・下水道事業者においては、引き続き、下水道施設の老朽化・強靱化対策などを計画的に実施するとともに、デジタル・トランスフォーメーションの推進など、これまで以上に経営の効率化や経費の削減に取り組むなど、更なる経営基盤の強化を図り、今後とも市民の衛生的な生活環境を安定的に維持できる健全で持続可能な下水道事業経営を堅持することを期待する。

答申に至る審議経過は、以下のとおりである。

1 下水道事業の現状と課題

現在、岐阜市の下水道事業は、市内に設置されている 4 つの下水処理場及び岐阜県の管理する各務原浄化センターにて汚水処理を実施しており、令和 4 年度末時点での下水道管総延長は約 2,253 km、下水道普及率は 94.1% であり、概成している状況である。(資料 1)

現在、下水道施設の老朽化及び耐震化並びに下水道事業をとりまく環境は、以下の状況にある。

(1) 下水道施設の老朽化・耐震化の状況について

下水道施設の老朽化の状況として、下水処理場については、北部プラント及び南部プラントが供用開始から 50 年以上経過し老朽化が進行しており、下水道管渠については、令和 4 年度末時点で法定耐用年数 50 年を経過する管渠延長の割合は、総延長の 14%、管渠の更新を行わない場合、20 年後の令和 24 年度末には、総延長の 54% となり、今後多くの下水管渠が法定耐用年数を経過することとなる。

また、下水道施設の耐震化の状況として、処理場については、北部プラント及び南部プラントが耐震化されておらず、処理場全体の耐震化率を平成 30 年度末時点と令和 4 年度末時点で比較すると、58% から変化はなく、重要な幹線管渠の耐震化率を同時点で比較すると、43% から 45% に上昇し、耐震化が進んでいる。(資料 2 及び 3)

(2) 下水道事業を取り巻く環境について

下水道事業を取り巻く環境は、少子高齢化の進展に伴う人口減少や節水型機器の普及などを要因とする水需要の減少により、料金収入の減少が続いている(資料 4) 一方で、上記のように下水道施設の老朽化・強靱化対策を進めるために、今後も計画的に下水道施設の改築・更新に取り組む必要がある。

2 今後の施設整備について

今後の施設整備としては、ストックマネジメント計画や総合地震対策計画等に基づき計画的な施設整備を実施するとの説明がなされ、その対策に係る費用である「建設改良費」は、令和 6 年度以降の 10 年間で年間約 37.3 億円(雨水渠を除き、33.3 億円) 必要となる(資料 5) ことが説明された。また、脱炭素化の取組として、老朽化設備の更新時の高効率省エネ機器の導入検討、りん回収施設の長寿命化による下水汚泥再生利用、下水処理場の効率的な運転管理方法の検討、下水処理場の再整備時の創エネ設備導入の検討等を実施するとの説明がなされた。さらに、上下水道台帳システムによる維持管理情報の一元管理

やタブレットによる下水道施設の点検など、デジタル化による業務の効率化などデジタル・トランスフォーメーションの推進に取り組むとの説明があり、了承した。

3 財政計画の改定について

今後の下水道施設の維持管理経費及び「2 今後の施設整備について」に記載のとおり、計画的な下水道施設の老朽化・耐震化対策等のために年間約 37.3 億円規模の建設改良費を確保する必要があると、事務局から財政状況の説明及び財政計画案の提示があった。(別表 1)

(1) 財政状況について

下水道事業の財政状況としては、令和元年度答申時の財政計画と比較(資料 6)し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による料金収入の減少に伴う収入減や、電気料金などエネルギー価格及び物価の高騰による、動力費、材料費、労務費等の上昇に伴う支出の増加により純利益が減少し、岐阜市上下水道事業経営戦略(令和元年度作成。以下「経営戦略」という。)の目標値である 10 億円以上の補てん財源残高の確保が困難であり、現行料金による今後の財政見込みでは、令和 9 年度には補てん財源残高が、令和 10 年度には純損益が赤字となることが示された。(資料 7、8 及び 9)

なお、委員からは、企業債の償還は、過去の設備投資により恩恵を受ける現在世代の負担として行っているのであり、企業債残高の過度な縮減は世代間の不公平の原因ともなりかねないため、企業債残高の縮減と設備投資のバランスを考慮するよう意見があり、事務局から、料金収入や国からの補助金、企業債など下水道の収入のバランスを検討するとの説明があった。

(2) 財政計画改定案について

このような財政状況の中では、下水道施設の維持管理経費と計画的な老朽化・耐震化対策に向けた建設改良費が安定的に確保された健全で持続可能な経営を実現するため、財政計画の改定(料金改定)が必要とのことであった。

具体的な改定案としては、市民意見交換会での意見や近年の物価高騰等を踏まえ、料金算定期間(令和 6 年度～令和 9 年度)の下水料金で賄うべき経費を約 251 億円とし、維持管理費を保持しつつ、純利益を年平均 6.7 億円、補てん財源残高を令和 8 年度以降 10 億円以上確保することにより、施設の老朽化・耐震化対策に必要となる建設改良費に年平均 37.3 億円規模の計画的投資を実施するため、令和 6 年 8 月から下水料金を平均改定率 9.91%の増額改定とするものであった。

なお、企業債残高については、企業債の縮減が現在世代への過度の負担と

ならないよう配慮するとともに、補てん財源残高を確保するため、企業債充当率を引き上げる見直しにより、経営戦略の令和 11 年度達成目標に届かないが、引き続き縮減に努めていくとされた。

4 料金改定について

財政計画の改定に伴う料金改定の枠組み及び具体的な改定案として、事務局から主に以下 4 点について提示された。

(1) 料金体系について

岐阜市の料金体系は、料金種別として「一般汚水」と「公衆浴場汚水」に区分し、それぞれの料金種別に、使用水量と関係なく賦課する「基本料金」と使用水量に応じて賦課する「従量料金」があり、さらに「従量料金」は使用水量が多いほど単価が高くなる逓増型となっており、現行の料金体系を維持する。

(2) 料金算定期間について

料金算定期間については、10 年間で安定的に事業継続する運営を図りつつ、社会・経済情勢の変化に対応し、経営状況を的確に把握・評価していくなど見直す区切りとするため、これまでと同様、令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間とする。

(3) 経費の料金体系への割り振りについて

料金算定期間の下水料金で賄うべき経費（約 251 億円）の料金体系への割り振りについて、施設維持管理費や減価償却費などの汚水処理水量の増減に関係なく固定的に発生する経費（固定的経費）は、本来「基本料金」で賄うべきであるが、一般家庭の負担軽減の観点から固定的経費の一部を「従量料金」で賄っている現行の考え方を維持する。（資料 10）

(4) 改定額について

以上の料金改定の枠組みのうえで、改定額については、一般汚水では、基本料金を 980 円から 100 円増額し 1,080 円に、従量料金では、それぞれの水量区分ごとに 4 円から 13 円を増額し 35 円から 166 円とし、公衆浴場汚水は、基本料金を一般汚水と同様に 1,080 円とし、従量料金を 10 m³までを 8 円に、11 m³以上を 26 円とする。（資料 11 及び別表 2）

この改定により、家事利用の場合、モデルケースとして、1 ヶ月あたりの平均使用水量 17 m³では、改定前で月 2,343 円、改定後で月 2,589 円となり、月 246 円の増となる。（資料 12）

このほか、中核市 62 市で比較をすれば、改定前は低い方から 35 番目で、改

定後は45番目となり、県内市21市で比較をすれば、改定前は低い方から4番目で、改定後は7番目となる。(資料13及び14)

上記改定案については、従量料金について、使用水量の少ない水量区分の増額が相対的に大きいため、経済的弱者に当たる使用者の負担が増加するのではないかとの意見もあったが、事務局から、料金算定期間(令和6年度～令和9年度)の下水料金で賄うべき経費約251億円を確保するため、水量区分ごとの利用実績によりバランスよく金額設定したこと及び全ての使用者が使用水量の少ない水量区分を経て料金が加算される仕組みとなっているため、一定程度公平性が確保されているとの説明があった。

最終的に、料金改定案については、料金算定期間(令和6年度～令和9年度)の下水料金で賄うべき経費を約251億円とし、維持管理費を保持しつつ、純利益を年平均6.7億円、補てん財源残高を令和8年度以降10億円以上確保することにより、下水道施設の老朽化・耐震化対策に必要となる建設改良費に年平均37.3億円規模の計画的投資を実施することができるもので、経営戦略の目標値に達するものであることから、この改定案は妥当と判断した。(資料8及び9並びに別表3)

5 井戸水放流量認定基準の見直しについて

井戸水放流量認定基準(以下「認定基準」という。)の見直しについては、平成23年に本市に対し提起された訴訟において、名古屋高等裁判所により、「第1種(家事用)4人～6人世帯において、計測水量と15%以上の乖離が認められる認定基準は違法」と判断されたことから、平成27年度及び令和元年度に、本審議会において審議を行ってきたところである。

上記の経緯から、事務局より認定基準に関し次の2点について提示された。

(1) 認定基準の見直しについて

種別ごとの認定基準を精査し、必要に応じて認定基準を見直す。

まず、第1種(家事用)については、現行の認定基準と令和4年度の平均放流量の実績との間に大きな乖離が見られないこと、第3種(公衆浴場用)及び第4種イ(ホテル及び旅館)については、使用者の申請に基づき個別に対応することから、これらの種別は改定しない。

次に、第4種ウ(劇場、映画館その他興行場)については、現状の認定基準適用者(以下「適用者」という。)が少なく、また、比較対象となるサンプルが少ないため認定基準の妥当性判断が困難であること、適用者が今後増加する可能性が低いことから、種別そのもののあり方を見直すこととし、第4種ウを廃止し、現在の適用者は第4種オ(官公署、事務所並びにイ、ウ及び

エに属さない営業)へ移行する。(資料15)

最後に、第4種エ(管理者が定める職種)及び第4種オについては、現行の認定基準と令和4年度の平均放流量の実績との間に乖離が見られたため、実績とその傾向を基に認定基準を改定する。(資料16及び17)

(2) 計測器を設置しない水道・井戸併用者の汚水放流量の算定について

計測器を設置しない水道・井戸併用者(以下「併用者」という。)の汚水放流量の算定について、現在の算定方法は「水道水全量と認定基準により算定した認定水量(以下「井戸水認定水量」という。)全量の合算使用量」としているが、当該算定方法への懐疑的な見方があることや、新型コロナウイルス感染症拡大による水使用事情の変化に加え、計測器設置の推進により使用水量の実態をより把握しやすい状況となったことから、改めて算定方法を見直す。

見直しにあたっては、賦課人数ごとの「認定による併用者の平均放流量」と「計測による併用者の平均放流量」を比較し、「認定による併用者の平均放流量」算定時の井戸水認定水量に0.8を乗じると、「計測による併用者の平均放流量」との乖離が最も小さいことから、井戸のみを使用している使用者など他の使用形態との公平性を考慮したうえで、「井戸水認定水量又は水道水全量と井戸水認定水量に0.8を乗じた水量の合算使用量のいずれか多い使用量」とする。(資料18)

委員からは、大口利用者への計測器設置を優先することを求める意見があり、これに対し、事務局からは、今後も計測器の設置や上水道への切り替えを推進し、認定基準により汚水放流量を算定する使用者の減少に努めるとの回答があった。

以上2点の見直しについては、実績との乖離を適切に是正するものであったことから妥当と判断した。(別表4)

6 むすび

岐阜市における下水道事業の経営状況は、人口減少や節水型社会の進展などによる排水量の減少に起因する料金収入の減少、加えて、電気料金などエネルギー価格及び物価の高騰による動力費、材料費、労務費等の上昇に伴う支出の増加により厳しさを増している。その一方で、今後の施設整備については、老朽化や自然災害への対応などに、令和6年度以降の10年間で建設改良費に約373億円規模の計画的投資が必要となり、現在の料金収入を含めた経営状況においては、純利益及び補てん財源が枯渇し、健全で持続可能な経営が困難になることが見込まれる。

そのため、次期料金算定期間（令和6年度～令和9年度）における下水料金で賄うべき経費を約251億円とし、維持管理費を保持しつつ、純利益を年平均6.7億円、補てん財源残高を令和8年度以降10億円以上確保することにより、下水道施設の老朽化・耐震化対策などに必要となる前述の計画的投資を可能とする財政計画及び料金改定案が示された。

本審議会としては、健全で持続可能な下水道事業経営を実現するためには、下水道施設の維持管理経費及び計画的な老朽化・耐震化対策などに向けた建設改良費が安定的に確保されている必要があり、財政計画及び料金の改定は避けられないものと判断した。

また、認定基準の見直し案については、実態に即した是正であり、適当な改定であると判断した。なお、今後も計測器の設置や上水道への切り替えを推進し、認定基準により汚水放流量を算定する使用者の減少に努めることが必要である。

最後に、下水道の役割は、下水道法第1条に「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与する」と規定されており、つまるところ、市民の衛生的な生活環境を安定的に維持し続けることである。

今回、財政計画及び料金の改定が必要となったことについては、新型コロナウイルス感染症拡大や、電気料金などエネルギー価格及び物価の高騰など、下水道事業を取り巻く急激な社会情勢の変化が大きく影響しており、近年、異常気象が頻発していることや、南海トラフ大地震発生の可能性が高まっていることなどを鑑みると、このような急激な社会情勢の変化にも耐えうる健全で持続可能な経営基盤の構築が必要不可欠である。

従って、下水道事業者においては、引き続き、下水道施設の老朽化・強靱化対策などを計画的に実施するとともに、デジタル・トランスフォーメーションの推進など、これまで以上に経営の効率化や経費の削減に取り組むなど、更なる経営基盤の強化を図り、今後とも市民の衛生的な生活環境を安定的に維持できる健全で持続可能な下水道事業経営を堅持することを期待する。

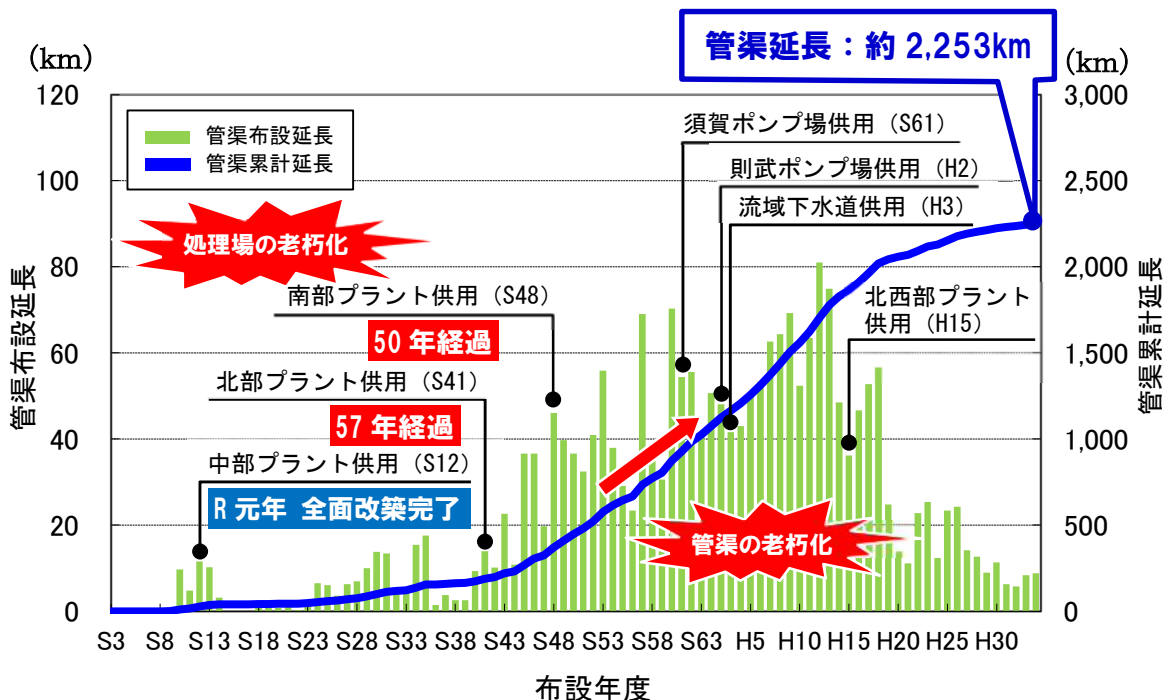
資料 1 下水道事業の概要

- 市内に設置されている 4 つの下水処理場に加え、岐阜県が管理する各務原浄化センターにて汚水処理を実施している。
- 令和 4 年度末の下水道管総延長は 2,253 km、下水道普及率は 94.1%であり、概成している。



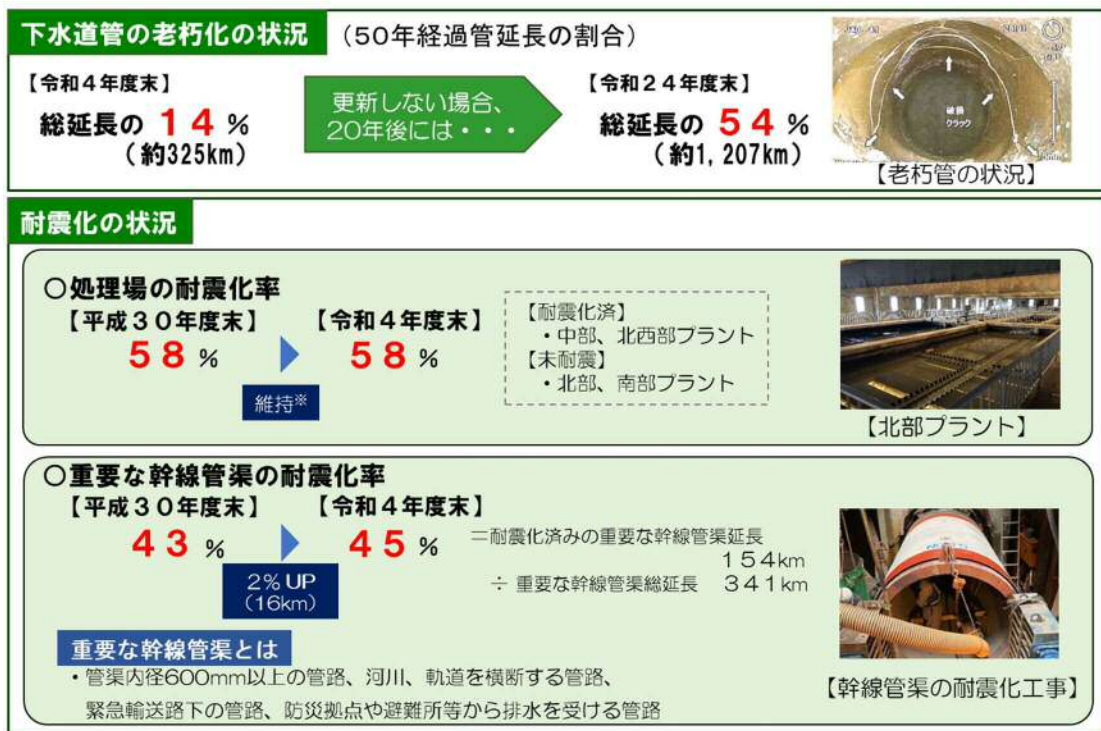
資料 2 下水道施設の整備状況

- 北部プラント及び南部プラントは、供用開始から 50 年以上が経過している。
- 昭和 40 年代後半から平成 10 年代後半に整備された管渠が多く、今後多くの管渠が法定耐用年数の 50 年を経過する。



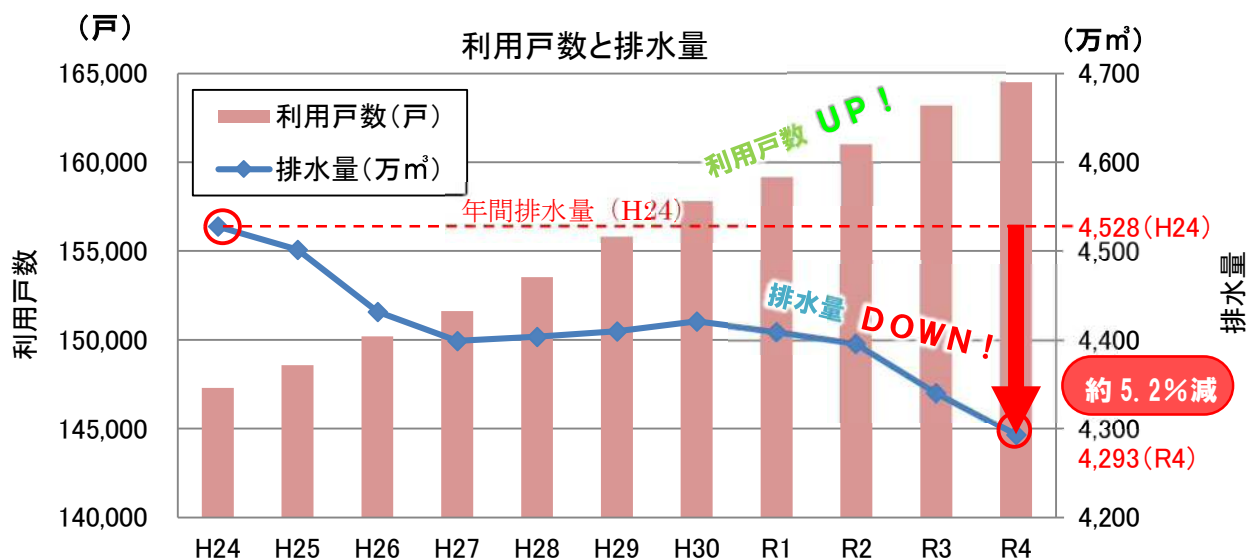
資料3 下水道施設の老朽化・耐震化の状況

- 下水道管渠の老朽化について、法定耐用年数を経過する管渠延長の割合は、令和4年度末現在で14%であり、更新を行わない場合、20年後の令和24年度末には54%に上昇する見込みである。
- 処理場の耐震化は、北部プラント及び南部プラントが未耐震であり、平成30年度末と令和4年度末時点と比較すると、58%で変化していない。
- 重要な幹線管渠の耐震化率は、平成30年度末と令和4年度末時点と比較すると、43%から45%となっており、耐震化が進んでいる。



資料4 過去10年間の下水利用戸数及び排水量

- 下水道の利用戸数は増加している一方、人口減少や節水型社会の進展により、さらなる排水量の減少が見込まれる。



資料5 令和15年度までの施設整備計画とその事業費

■令和15年度までに計画的な施設整備を実施すると、建設改良費が年平均37.3億円必要となる。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	事業費 (10年間) (億円)
老朽化対策	○ストックマネジメント（下水道管／処理場等）										253
強靱化	○幹線管渠、マンホールの耐震化（中部処理区） ○名鉄名古屋本線鉄道高架化関連事業（中部処理区）										31
未普及解消	○市街化区域等の下水道管整備										14
その他	○流域下水道建設負担金、事業調査費等										35
										小計	333
雨水渠	○排水路の整備										40
										合計	373

建設改良費 37.3億円/年
 （雨水渠を除く建設改良費 33.3億円/年）

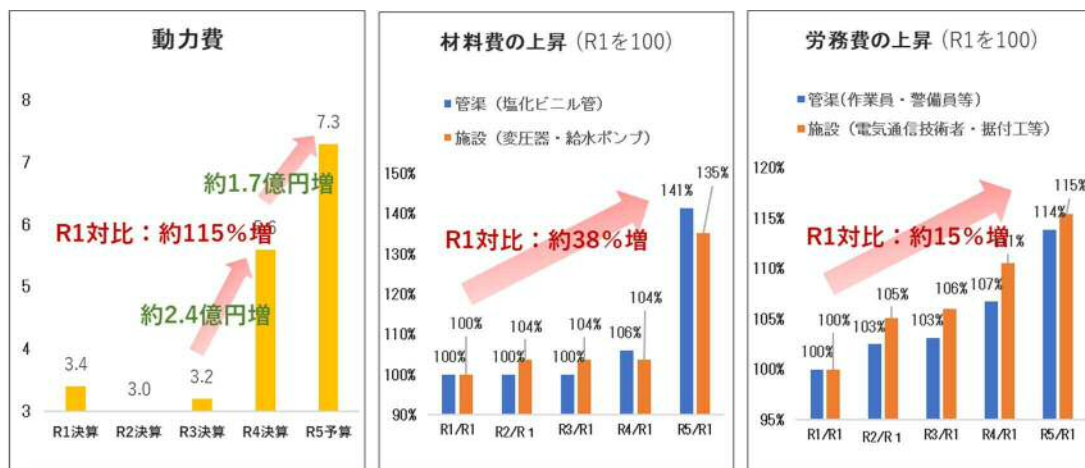
資料6 「令和元年度に策定した財政計画」と「決算及び今後の見込み」との比較

■料金収入の減少、動力費、材料、労務費等の上昇に伴う支出の増加により、令和9年度に補てん財源残高が、令和10年度に純損益（純利益）が赤字となる見込みである。

		現料金算定期間									
		R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 見込	R2~5 計	R6 計画	R7 計画	R8 計画	R9 計画	R10 計画
収益的収支	収入	(84.7)	(84.3)	(83.9)	(83.6)	(336.5)	(83.2)	(81.7)	(82.1)	(81.8)	(81.6)
	うち 下水料金	83.4	83.0	82.6	83.4	332.4	82.8	81.7	81.6	81.7	81.1
		▲1.3	▲1.3	▲1.3	▲0.2	▲4.1	▲0.4	0.0	▲0.5	▲0.1	▲0.5
	支出	(60.4)	(60.0)	(59.7)	(59.3)	(239.4)	(58.7)	(58.4)	(58.0)	(57.6)	(57.2)
	うち 物件費等	59.0	59.4	58.9	58.1	235.4	58.1	57.7	57.3	57.0	56.6
	▲1.4	▲0.6	▲0.8	▲1.2	▲4.0	▲0.6	▲0.7	▲0.7	▲0.6	▲0.6	
	(78.0)	(77.5)	(77.0)	(76.8)	(309.3)	(77.2)	(74.7)	(75.7)	(75.9)	(76.1)	
	76.6	78.0	78.2	80.7	313.5	80.6	79.2	80.7	81.2	83.0	
	▲1.4	0.5	1.2	3.9	4.2	3.4	4.5	5.0	5.3	6.9	
	(17.4)	(17.4)	(17.3)	(17.2)	(69.3)	(17.4)	(17.0)	(17.1)	(17.1)	(17.0)	
	16.9	18.0	20.2	21.3	76.4	19.8	20.1	20.3	20.6	21.0	
	▲0.5	0.6	2.9	4.1	7.1	2.4	3.1	3.2	3.5	4.0	
	(6.7)	(6.8)	(6.9)	(6.8)	(27.2)	(6.0)	(7.0)	(6.4)	(5.9)	(5.5)	
	6.9	5.0	4.4	2.7	19.0	2.2	2.5	0.9	0.5	▲1.9	
	0.2	▲1.8	▲2.5	▲4.1	▲8.2	▲3.8	▲4.5	▲5.5	▲5.4	▲7.4	
資本的収支	収入	(43.2)	(40.5)	(53.3)	(52.3)	(189.3)	(50.8)	(53.1)	(43.1)	(44.6)	(45.0)
	うち 企業債	44.4	38.1	39.6	46.4	168.5	50.2	51.3	54.4	47.2	43.2
		1.2	▲2.4	▲13.7	▲5.9	▲20.8	▲0.6	▲1.8	11.3	2.6	▲1.8
	支出	(27.5)	(24.2)	(30.8)	(28.7)	(111.2)	(27.3)	(27.2)	(22.6)	(22.0)	(21.7)
	うち 建設改良費	28.6	24.4	25.6	27.2	105.8	31.8	32.4	36.0	29.1	25.4
	1.1	0.2	▲5.2	▲1.5	▲5.4	4.5	5.2	13.4	7.1	3.7	
	(71.2)	(70.0)	(84.0)	(83.5)	(308.7)	(81.9)	(84.8)	(73.7)	(75.8)	(76.1)	
	76.7	69.5	74.9	77.0	298.1	78.6	79.9	82.8	78.8	75.0	
	5.5	▲0.5	▲9.1	▲6.5	▲10.6	▲3.3	▲4.9	9.1	3.0	▲1.1	
	(27.5)	(25.7)	(39.7)	(39.9)	(132.8)	(39.4)	(42.8)	(33.4)	(37.2)	(39.0)	
	33.0	25.2	30.6	33.4	122.2	36.1	38.4	42.9	40.6	38.3	
	5.5	▲0.5	▲9.1	▲6.5	▲10.6	▲3.3	▲4.4	9.5	3.4	▲0.7	
	(28.0)	(29.5)	(30.7)	(31.2)	(119.4)	(31.1)	(31.7)	(30.6)	(31.2)	(31.1)	
	32.3	31.4	35.3	30.6	129.6	28.4	28.6	28.4	31.6	31.8	
	4.3	1.9	4.6	▲0.6	10.2	▲2.7	▲3.1	▲2.2	0.4	0.7	
	(13.0)	(13.2)	(13.2)	(12.9)	(52.3)	(12.6)	(10.8)	(11.3)	(11.1)	(10.8)	
	14.5	15.3	8.6	5.9	44.3	4.5	2.5	1.7	▲3.5	▲9.1	
	1.5	2.1	▲4.6	▲7.0	▲8.0	▲8.1	▲8.3	▲9.6	▲14.6	▲19.9	
	(583.9)	(563.8)	(550.3)	(535.3)	(2233.3)	(520.1)	(505.3)	(487.7)	(471.1)	(455.7)	
	572.9	553.0	534.3	517.9	2178.1	507.2	498.0	494.1	485.0	473.0	
	▲11.0	▲10.8	▲16.0	▲17.4	▲55.2	▲12.9	▲7.3	6.4	13.9	17.3	

資料 7 財政状況「計画」と「実績」の差異の要因(R2～R5)

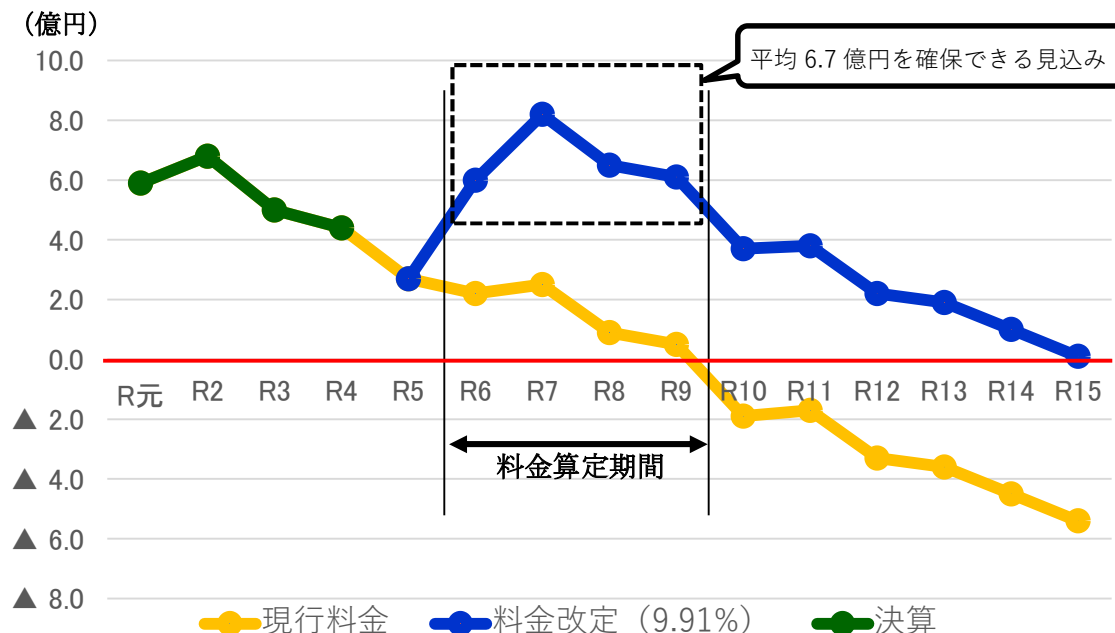
- 有収水量（排水量）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、見込みより減少し、料金収入は、現在の算定期間の4年間では4億円の減少となっている。
- 動力費や材料費、労務費が令和4年度以降急増したため、現在の算定期間の4年間では、7.1億円の増加となっている。
- 上記の理由により、現在の算定期間の4年間では、純利益が8.2億円、補てん財源残高が8億円の減少となっている。



(1) 料金収入の減	有収水量（排水量）が新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、見込みより落ち込んだことによる。	4.0億円減少
(2) 経費の急増	電気代等の動力費や材料費、労務費がR4年度以降、急増（原油高騰、半導体不足など）	7.1億円増加
(3) 純損益の減	収入の減少、支出の増加による減	8.2億円減少
(4) 補てん財源残高の減	損益の減少により財源不足が進んだ。	8.0億円減少

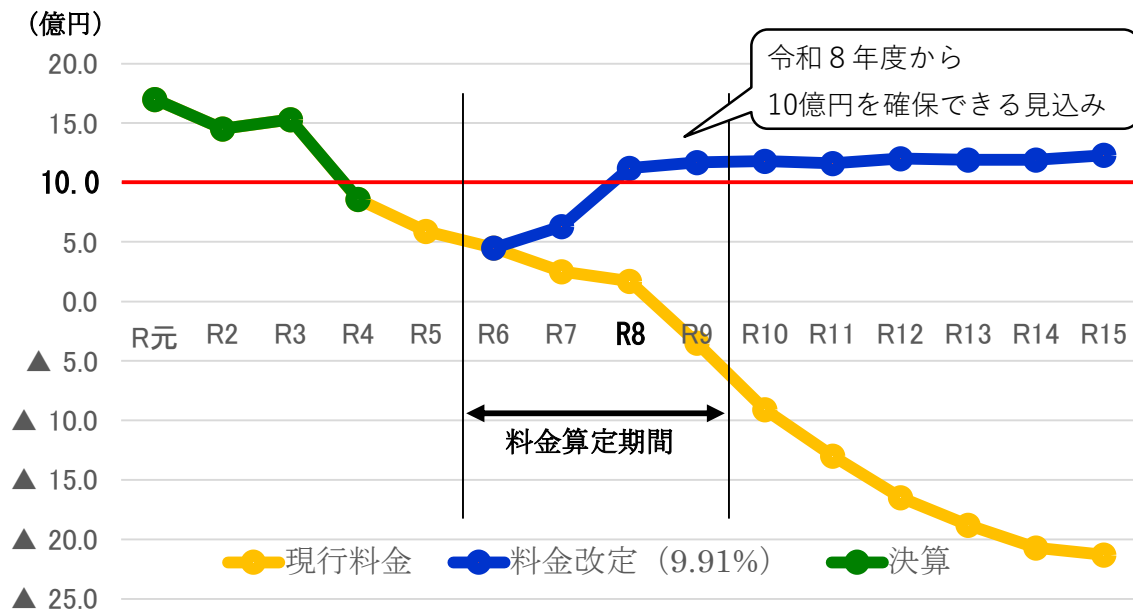
資料 8 令和 15 年までの純損益(純利益)の見込み

- 料金改定（平均改定率 9.91%）を行った場合は、料金算定期間で、平均 6.7 億円の純損益が確保できる見込み。



資料 9 令和 15 年までの補てん財源残高の見込み

■料金改定（平均改定率 9.91%）を行った場合は、令和 8 年度には 10 億円の補てん財源が確保できる見込み



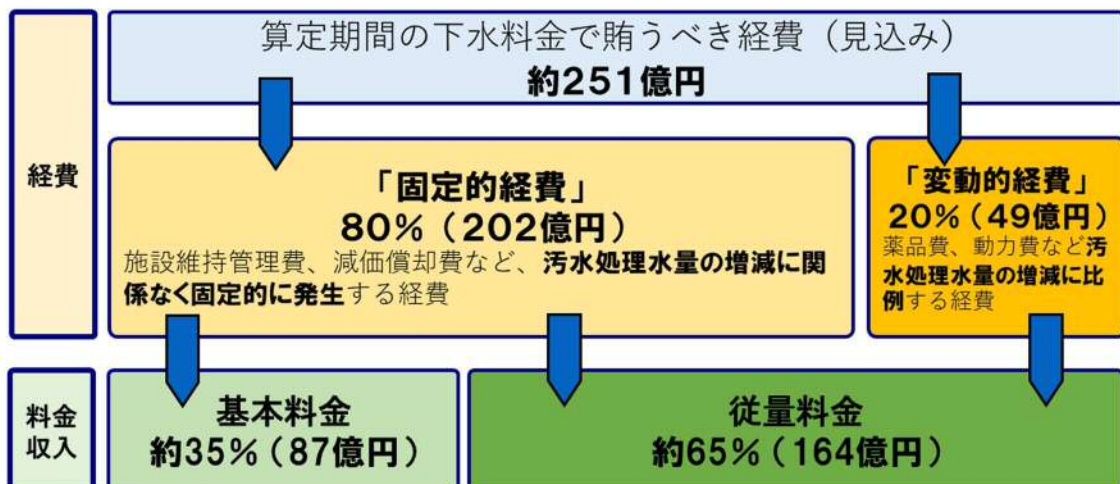
資料 10 経費の料金体系への割り振り

■汚水処理水量の増減に関係なく発生する経費（固定的経費）は、本来「基本料金」で賄うべきであるが、一般家庭の負担軽減の観点から固定的経費の一部を「従量料金」で賄っている現行の考え方を維持する。

経費の料金体系への割り振り

◆原則、**固定的経費は基本料金**に、**変動経費は従量料金**に配分することが望ましいが、本市の下水道事業会計においては、**固定的経費が約 8割**を占め、そのまま基本料金のみを割り振る場合、**基本料金が高額**となるため、これまで同様、**固定的経費の一部を従量料金で賄うもの**とする。

固定的経費、変動経費への割り振りは現行の考え方を維持



資料 11 料金改定案

■一般汚水では、基本料金を980円から100円増額し1,080円に、従量料金では、それぞれの水量区分ごとに4円から13円を増額し35円から166円とし、公衆浴場汚水は、基本料金を一般汚水と同様に1,080円とし、従量料金を10m³までを8円に、11m³以上を26円とする。

料金改定案：一般汚水				
	使用水量	現行料金	料金改定案	改定率
基本料金	基本水量なし	980円	1080円	10.2%
従量料金 (1m ³ につき)	1~10m ³	31円	35円	12.9%
	11~20m ³	120円	132円	10.0%
	21~50m ³	133円	146円	9.8%
	51~500m ³	140円	153円	9.3%
	501~10,000m ³	148円	159円	7.4%
	10,001m ³ ~	155円	166円	7.1%

料金改定案：公衆浴場汚水				
	使用水量	現行料金	料金改定案	改定率
基本料金	基本水量なし	980円	1080円	10.2%
従量料金 (1m ³ につき)	1~10m ³	7円	8円	14.3%
	11m ³ ~	24円	26円	8.3%

資料 12 料金種別ごとのモデルケース

■家事利用の場合、モデルケースとして、1ヶ月あたりの平均使用水量 17 m³では、改定前で月 2,343 円、改定後で月 2,589 円となり、月 246 円の増となる。

(1か月あたり)

	平均使用水量	現行料金	料金改定案	改定率	増額
家事利用	17m ³	2,343円	2,589円	10.49%	246円
学校 幼稚園 保育所用	555m ³	85,382円	93,197円	9.15%	7,815円
公衆浴場用	717m ³	19,819円	21,496円	8.45%	1,677円
それ以外	56m ³	8,052円	8,852円	9.93%	800円

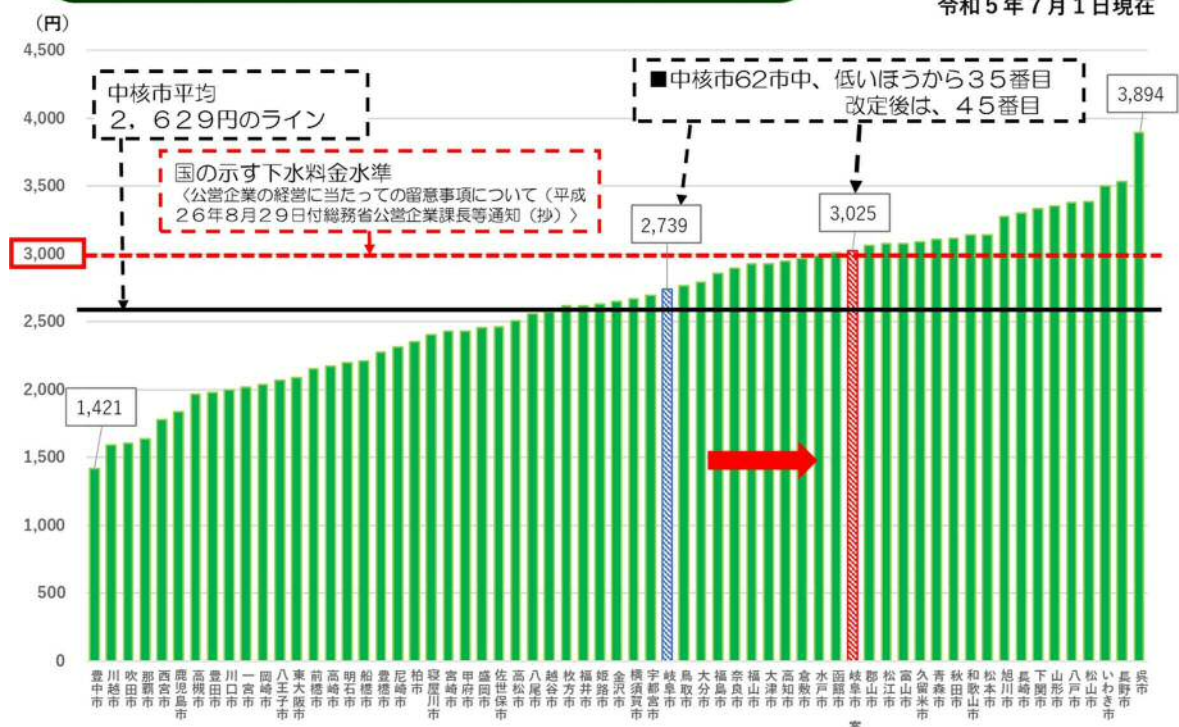
※平均使用水量：令和4年度岐阜市水道・下水道統計における実績

資料 13 中核市との下水料金の比較

■中核市 62 市で下水料金を比較すると、改定前は低い方から 35 番目で、改定後は 45 番目となる。

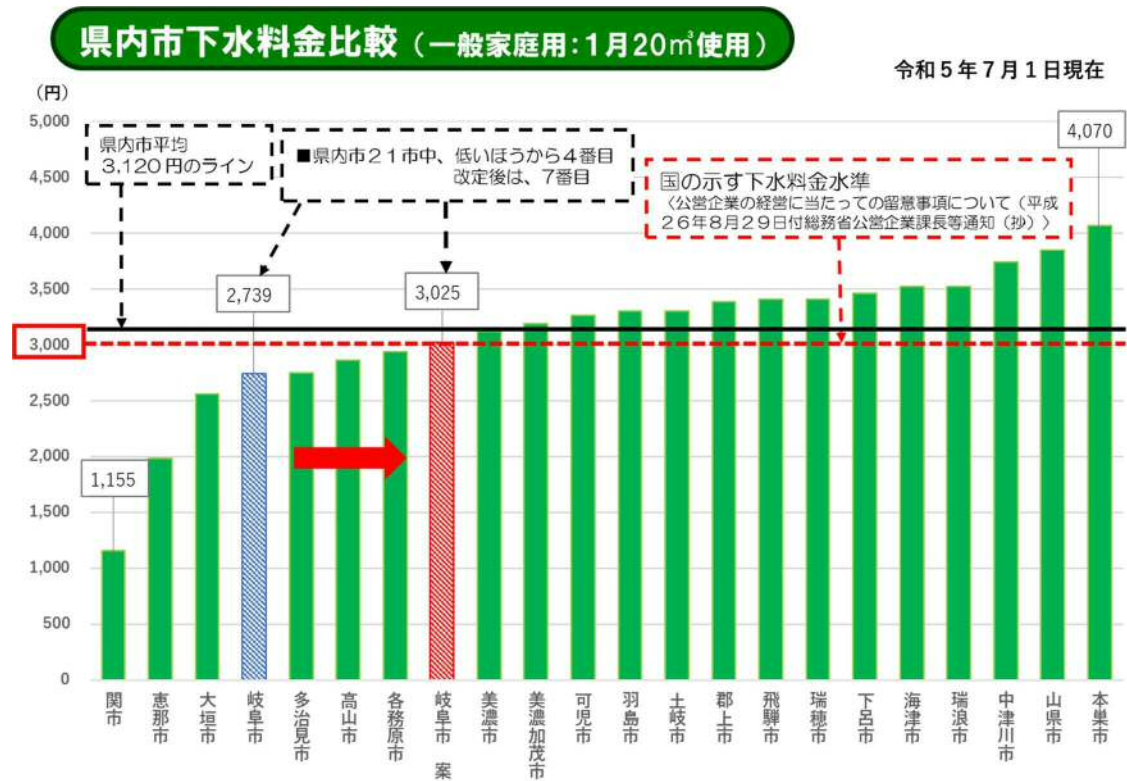
中核市下水料金比較（一般家庭用：1月20m³使用）

令和 5 年 7 月 1 日現在



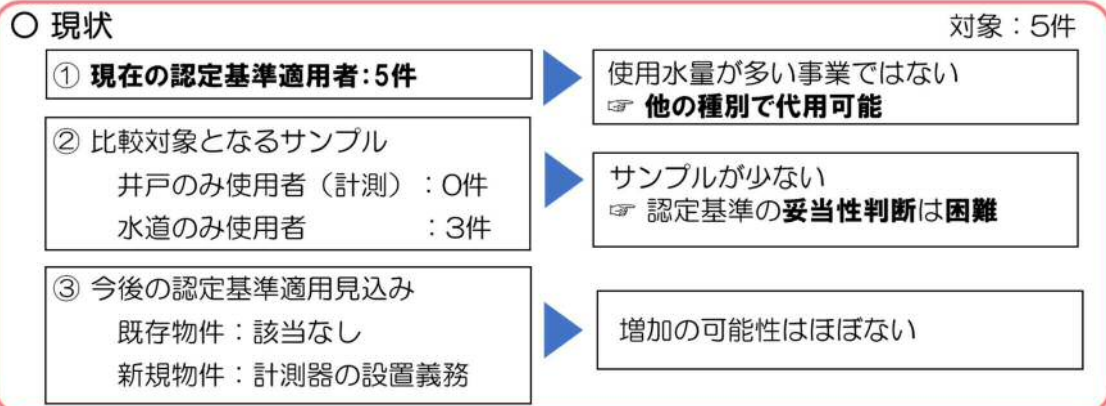
資料 14 県内市との下水料金の比較

■ 県内市 21 市で下水料金を比較すると、改定前は低い方から 4 番目で、改定後は 7 番目となる。



資料 15 認定基準の見直しについて ～第 4 種ウ(劇場、映画館その他興行場)～

■ 現状の認定基準適用者が少なく、比較対象となるサンプルが少ないため認定基準の妥当性判断が困難であり、適用者が今後増加する可能性が低いことから、種別そのものを廃止し、現在の適用者は第 4 種オ（官公署、事務所並びにイ、ウ及びエに属さない営業）へ移行する。



種別そのものの在り方を見直す

○ 方針 **改定 4種ウを廃止**し、現在の認定対象者は**4種オへ移行**

現在の認定対象者への影響

例)

	現行 賦課基準	現行 認定水量	改定後 賦課基準	改定後 認定水量	増減
A事業者	定員30名	48m ³	通勤者（1～5人）	29m ³	減 ↓
			通勤者（6～10人）	46m ³	減 ↓
			通勤者（11～20人）	79m ³	増 ↑

資料 16 認定基準の見直しについて

～第 4 種工(管理者が定める職種 ※飲食店、理美容業など)～

- 現行の認定基準と令和 4 年度の平均放流量の実績との間に乖離が見られたため、実績とその傾向を基に認定基準を改定する。



実績とその傾向を反映させることが必要



資料 17 認定基準の見直しについて

～第 4 種オ(官公署、事務所並びにイ、ウ及びエに属さない営業)～

- 現行の認定基準と令和 4 年度の平均放流量の実績との間に乖離が見られたため、実績とその傾向を基に認定基準を改定する。



実績とその傾向を反映させることが必要



資料 18 計測器を設置しない水道・井戸併用者の汚水放流量の算定について

- 「認定による併用者の平均放流量」算定時の井戸水認定水量に 0.8 を乗じると、「計測による併用者の平均放流量」との乖離が最も小さいため、井戸のみを使用しているユーザーなど他の使用形態との公平性を考慮したうえで、算定方法を「井戸水認定水量又は水道水全量と井戸水認定水量に 0.8 を乗じた水量の合算使用量のいずれか多い使用量」とする。

○ 併用者（計測）と併用者（認定）の令和4年度実績を比較（2か月あたり）対象：約6,700件



水道使用量＋認定基準×係数とし併用者（計測）との乖離を見直す
 加えて、他の使用形態（水道のみ使用者など）との公平性も考慮

○ 方針 **算定方法を変更** 係数を0.8とし、認定基準のいずれか多い方とする



■ 下水道事業 財政計画

(単位:億円)

区 分		R元 決算	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 見込み	R6 計画	R7 計画	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画	
収益的 収支	収入	1	82.8	83.4	83.0	82.6	83.4	86.6	87.4	87.2	87.3	86.7	86.4	86.3	86.1	85.4	85.3
	うち 下水料金	2	54.0	59.0	59.4	58.9	58.1	61.9	63.4	63.0	62.6	62.2	61.8	61.4	61.0	60.6	60.2
	うち 一般会計繰入金	3	13.2	8.3	6.9	6.9	8.1	6.4	6.3	6.1	6.0	5.5	5.3	5.2	5.1	5.1	5.1
	うち 長期前受金戻入	4	15.2	15.6	16.3	16.4	16.8	17.8	17.3	17.6	18.2	18.6	18.8	19.2	19.5	19.3	19.5
	支出	5	76.9	76.6	78.0	78.2	80.7	80.6	79.2	80.7	81.2	83.0	82.5	84.0	84.2	84.5	85.2
	うち 人件費	6	6.8	6.7	7.0	6.0	6.1	6.5	5.8	6.6	5.8	6.6	5.5	6.0	5.5	6.1	6.2
	うち 減価償却費、資産減耗費	7	36.3	37.1	38.1	38.1	39.7	40.5	39.9	40.6	41.7	42.5	43.0	43.8	44.3	43.9	44.3
	うち 支払利息	8	10.0	9.1	8.2	7.4	6.9	6.5	6.2	6.0	5.8	5.7	5.5	5.4	5.3	5.2	5.1
	経常損益	9	5.9	6.8	5.0	4.4	2.7	6.0	8.2	6.5	6.1	3.7	3.8	2.2	1.9	1.0	0.1
	特別損益	10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	純損益	11	5.9	6.8	5.0	4.4	2.7	6.0	8.2	6.5	6.1	3.7	3.8	2.2	1.9	1.0	0.1
	利益剰余金	12	12.0	12.9	10.9	11.3	7.7	10.4	10.9	12.5	14.3	10.3	9.9	6.0	5.7	3.2	2.0
	うち 繰越利益剰余金	13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち 利益処分別	14	5.9	6.8	5.0	4.4	2.7	6.0	8.2	6.5	6.1	3.7	3.8	2.2	1.9	1.0	0.1
	うち 変動額	15	6.1	6.1	5.9	6.9	5.0	4.4	2.7	6.0	8.2	6.5	6.1	3.7	3.8	2.2	1.9
資本的 収支	収入	16	43.6	44.4	38.1	39.6	46.4	50.2	51.3	54.4	47.2	43.2	44.3	40.8	37.5	33.1	31.9
	うち 企業債	17	28.8	28.6	24.4	25.6	27.2	31.8	32.4	36.0	29.1	25.4	27.1	24.2	21.5	17.8	17.9
	うち 国庫補助金	18	13.2	8.3	8.2	6.5	10.9	10.4	11.2	10.9	10.8	10.5	10.2	9.9	9.8	10.0	9.3
	うち 一般会計繰入金	19	4.2	7.3	7.7	7.3	7.2	7.4	7.2	6.9	6.8	6.9	6.5	6.3	5.8	4.9	4.3
	支出	20	75.5	76.7	69.5	74.9	77.0	78.6	79.9	82.8	78.8	75.0	74.4	70.8	66.3	61.2	59.0
	うち 建設改良費	21	33.1	33.0	25.2	30.6	33.4	36.1	38.4	42.9	40.6	38.3	39.0	36.8	34.1	32.4	32.4
	うち 企業債償還金	22	42.4	43.7	44.3	44.3	43.6	42.5	41.5	39.9	38.2	36.7	35.4	34.0	32.1	28.8	26.6
	収支不足(補てん)額	23	31.9	32.3	31.4	35.3	30.6	28.4	28.6	28.4	31.6	31.8	30.1	30.0	28.8	28.1	27.1
補てん財源残高	24	17.0	14.5	15.3	8.6	5.9	4.5	6.3	11.2	11.7	11.8	11.6	12.0	11.9	11.9	12.3	
企業債現在高	25	588.0	572.9	553.0	534.3	517.9	507.2	498.0	494.1	485.0	473.7	465.4	455.7	445.0	434.0	425.3	
												<目標値> 経営戦略 R11:450億以下		450.0			

(注)端数処理の関係上、表中の数値間で計算した値と一致しない場合があります。

下水料金表（1か月につき）

料金改定後

種別		基本料金	従量料金		
汚水料金	一般汚水	1080 円	1 m ³ 以上	10 m ³ 以下	35 円/m ³
			11 m ³ 以上	20 m ³ 以下	132 円/m ³
			21 m ³ 以上	50 m ³ 以下	146 円/m ³
			51 m ³ 以上	500 m ³ 以下	153 円/m ³
			501 m ³ 以上	10,000 m ³ 以下	159 円/m ³
			10,001 m ³ 以上	m ³ 以下	166 円/m ³
	公衆浴場汚水		1 m ³ 以上	10 m ³ 以下	8 円/m ³
			11 m ³ 以上		26 円/m ³

料金改定前

種別		基本料金	従量料金		
汚水料金	一般汚水	980 円	1 m ³ 以上	10 m ³ 以下	31 円/m ³
			11 m ³ 以上	20 m ³ 以下	120 円/m ³
			21 m ³ 以上	50 m ³ 以下	133 円/m ³
			51 m ³ 以上	500 m ³ 以下	140 円/m ³
			501 m ³ 以上	10,000 m ³ 以下	148 円/m ³
			10,001 m ³ 以上	m ³ 以下	155 円/m ³
	公衆浴場汚水		1 m ³ 以上	10 m ³ 以下	7 円/m ³
			11 m ³ 以上		24 円/m ³

増減

種別	基本料金		従量料金		
	増減	改定率(%)	増減	改定率(%)	
汚水料金	一般汚水	+100 円	10.2	+4 円/m ³	12.9
				+12 円/m ³	10.0
				+13 円/m ³	9.8
				+13 円/m ³	9.3
				+11 円/m ³	7.4
				+11 円/m ³	7.1
	公衆浴場汚水			+1 円/m ³	14.3
				+2 円/m ³	8.3

【備考】

- ・平均改定率 9.91%
- ・基本料金、従量料金に対し、平均的に配賦

種別改定試算表

種別	区分		現行料金 (R2～R5の4年間)		改定料金 (R6～R9の4年間)		
			単価 円	金額(4年間) 千円	単価 円	金額(4年間) 千円	
一般 汚水	基本料金		980	7,205,307	1080	7,940,542	
	従量	1	1～10	31	1,961,345	35	2,214,421
		2	11～20	120	4,494,631	132	4,944,094
		3	21～50	133	3,203,449	146	3,516,568
		4	51～500	140	1,731,517	153	1,892,301
		5	501～10,000	148	1,917,729	159	2,060,263
		6	10,001～	155	477,262	166	511,132
	従量料金 計			13,785,933		15,138,779	
一般汚水 合計(A)			20,991,240		23,079,321		
公衆 浴場 汚水	基本料金		980	287	1080	316	
	従量	A	1～10	7	21	8	24
		B	11～	24	4,982	26	5,397
	従量料金 計			5,003		5,421	
	公衆浴場汚水 合計(B)			5,290		5,737	
合計	基本料金			7,205,594		7,940,858	
	従量料金			13,790,936		15,144,200	
	基本料金、従量料金 計			20,996,530		23,085,058	
その他料金 (C) (計測器料金、水質料金、雨水料金、ディスプレイ料金)			76,725		76,725		
総合計 (A+B+C)			21,073,255		23,161,783		

平均改定率

9.91%

井戸水放流量認定基準新旧対照表

(1) 認定基準の見直しについて

種別		水量 (改定前)		水量 (改定後)		
第 1 種	家事用	1 人 24 m ³ 2 人 38 m ³ 3 人 50 m ³ 4 人 54 m ³ 5 人 61 m ³ 6 人 76 m ³	以後 1 人増すごとに 7 m ³ 加えた量	改定なし		
第 2 種	学校、幼稚園用、 保育所用	—		—		
第 3 種	公衆浴場用	管理者の認定する量		改定なし		
第 4 種	ア	—		—		
	イ	ホテル及び 旅館	管理者の認定する量	改定なし		
	ウ	劇場、映画館 その他興行場	定員に 0.6 m ³ を乗じた量	廃止		
	エ	管理者が定 める職種	2 人まで 60 m ³	以後 1 人増すごとに 28 m ³ 加えた量	2 人まで 67 m ³	以後 1 人増すごとに 17 m ³ 加えた量
	オ	官公署、事務 所並びにイ、 ウ及びエに 属さない営 業	5 人まで 42 m ³ 、6 人 以上 10 人 まで 64 m ³	以後 10 人又はその端 数ごとに 26 m ³ 加えた 量	5 人まで 36 m ³ 、6 人 以上 10 人 まで 48 m ³	以後 10 人又はその端 数ごとに 29 m ³ 加えた 量
	カ	—		—		

(2) 計測器を設置しない水道・井戸併用者の汚水放流量の算定について

改定前	改定後
水道水全量と井戸水認定水量全量の合算使用量	井戸水認定水量又は水道水全量と井戸水認定水量に 0.8 を乗じた水量の合算使用量のいずれか多い使用量

岐阜市上下水道事業経営審議会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

浅野 裕 司 岐阜市議会議員

大野 一 生 岐阜市議会議員

遠藤 民 雄 公募委員

瀬瀬 晴 美 岐阜市三里自治会連合会会長

◎ 後藤 尚 久 岐阜大学教授

近藤 隆 郎 ぎふ農業協同組合常務理事

杉山 利 夫 岐阜市議会議員

富田 耕 二 岐阜市議会議員

西垣 信 康 岐阜市議会議員

服部 学 連合岐阜・岐阜地域協議会議長

○ 廣瀬 美 紀 岐阜市生活学校副代表

武藤 豪 一般社団法人 岐阜県経営者協会

武藤 仁 公募委員

松原 孝 一 公募委員

森 健 二 岐阜商工会議所専務理事

※五十音順、敬称略